

報告第1号

専決処分の報告について

損害賠償の額を決定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年2月18日提出

幸手市長 木村純夫

専決第1号

専 決 処 分 書

次のとおり損害賠償の額を決定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、専決処分する。

令和8年1月8日

幸手市長 木村純夫

記

1 相手方

住所 ○○○○○○○○○○○○○○○○○

氏名 ○ ○ ○ ○

2 事故の概要

令和7年11月10日午後1時15分頃、幸手市大字幸手2015-4地先において、市道へ左折しようとした際、車を寄せすぎて民地のブロック塀に接触し損傷させたものである。

3 損害賠償額

金154,000円

上記金額の内訳（合計に責任割合100%を乗じたものとする。）

物件損害一切 154,000円

合 計 154,000円